

改正

昭和63年4月 1 日訓令甲第 6 号
平成元年4月 1 日訓令甲第 5 号
平成元年7月 1 日訓令甲第29号
平成 2 年3月31日訓令甲第 8 号
平成 3 年4月 1 日訓令甲第22号
平成 4 年4月 1 日訓令甲第 7 号
平成 5 年4月 1 日訓令甲第20号
平成 5 年7月 1 日訓令甲第29号
平成 6 年4月 1 日訓令甲第 9 号
平成 6 年10月 1 日訓令甲第39号
平成 7 年3月31日訓令甲第 9 号
平成 8 年4月 1 日訓令甲第 7 号
平成 8 年11月 1 日訓令甲第34号
平成 9 年4月 1 日訓令甲第11号
平成10年4月 1 日訓令甲第13号
平成11年4月 1 日訓令甲第15号
平成12年3月31日訓令甲第14号
平成13年3月30日訓令甲第15号
平成16年4月 1 日訓令甲第16号
平成17年4月 1 日訓令甲第 9 号
平成18年3月31日訓令甲第12号
平成19年3月30日訓令甲第 6 号
平成21年4月 1 日訓令甲第 5 号
平成26年4月 1 日訓令甲第 8 号
平成29年3月31日訓令甲第 8 号
平成30年3月30日訓令甲第 9 号
令和 2 年4月 1 日訓令甲第15号

令和2年7月1日訓令甲第45号

令和3年4月1日訓令甲第11号

令和3年12月20日訓令甲第38号

令和5年3月31日訓令甲第8号

令和6年4月1日訓令甲第8号

世田谷区事故及び争訟処理規程

東京都世田谷区事故及び争訟処理規程（昭和49年4月東京都世田谷区訓令甲第4号）の全部を、次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、世田谷区（以下「区」という。）において、公務の執行に伴い、事故又は争訟（以下「事件」という。）が発生した場合に、被害者の救済又は補償を迅速かつ適正に行うなど、事務処理の円滑と統一を図るとともに、その原因を明らかにし、将来の事件の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「事故」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 区に勤務する職員が、公務の執行に関して、他人に損害を加えたもの
- （2） 区の施設の設置、管理その他運営に関して、他人に損害を加えたもの
- （3） 庁有車の運行に関して、他人に損害を加えたもの

2 この規程において「争訟」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、区又は区の機関を当事者とするものをいう。

- （1） 行政不服申立て
- （2） 訴訟の提起及び調停の申立て
- （3） 裁判外の和解及び損害賠償の請求
- （4） 前3号に掲げるもののほか、公務の執行につき生じた重大な法的争い

3 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 部 世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）第1条に規定する部、世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号。以下「組織規則」という。）第8条第1項に規定する室、組織規則第9条第1項に規定する担当部、総合支所副支所長、総合支所保健福祉センター、児童相談所、世田谷保健所、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長、世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号。

以下「教育組織規則」という。)第3条第2項に規定する担当部長、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会、区議会事務局及び会計室をいう。

- (2) 課 組織規則第11条第1項に規定する課及び担当課、総合支所の課及び担当課、清掃事務所、児童相談所の課、世田谷保健所の課、教育組織規則第2条第1項に規定する課及び担当課、中央図書館、監査事務局、区議会事務局並びに会計課をいう。

一部改正〔昭和63年訓令甲6号・平成元年5号・29号・2年8号・3年22号・4年7号・5年20号・29号・6年9号・39号・7年9号・8年7号・34号・9年11号・10年13号・11年15号・12年14号・13年15号・16年16号・17年9号・18年12号・19年6号・21年5号・26年8号・29年8号・30年9号・令和2年15号・3年11号・38号・5年8号・6年8号〕

(応急措置等の義務)

第3条 職員は、事故が発生したときは、直ちに適切な応急措置をとるとともに、事故解決に必要な資料を保存しなければならない。

(報告の義務等)

第4条 課の長(監査事務局及び区議会事務局にあつては、次長をいう。以下同じ。)は、事故が発生したときは、直ちに事故発生報告書(第1号様式)により、所属する部の長及び総務部長を経て区長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事業所(係長相当職の者が長である事業所に限る。)において事故が発生したときは、当該事業所の長が事故発生報告書を作成しなければならない。この場合において、当該事業所の長は、当該事業所を所管する課の長を経て、本文所定の手続を踏まなければならない。

2 選挙管理委員会事務局及び農業委員会において事故が発生したときは、当該部の長は、直ちに事故発生報告書により、総務部長を経て区長に報告しなければならない。

3 部の長は、争訟が発生したときは、直ちに争訟発生報告書(第2号様式)により総務部長を経て区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 総務部長は、前3項の報告があつたときは、事件処理簿(第3号様式)に記録するものとする。

一部改正〔昭和63年訓令甲6号・平成3年22号・5年29号・6年39号・7年9号・8年7号・34号・9年11号・10年13号・11年15号・12年14号・13年15号・19年6号・26年8号・令和2年15号〕

(資料の収集及び保存)

第5条 部の長は、事故発生報告を受けたとき又は争訟が発生したときは、課の長を指揮して、直ちに事故の原因及び被害の状況又は争訟事項につき調査の上、事件の処理(以下「事件処理」と

いう。)に必要な資料を収集し、保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員会事務局及び農業委員会において事件が発生したときは、当該部の長は、直ちに事故の原因及び被害の状況又は争訟事項につき調査のうえ、事件処理に必要な資料を収集し、保存しなければならない。

一部改正〔昭和63年訓令甲6号・平成3年22号・4年7号・9年11号・10年13号・11年15号・令和2年15号・45号〕

(事件処理に係る具体的な方針及び事件処理会議)

第6条 区長は、事故発生報告又は争訟発生報告を受けたときは、事件処理に係る具体的な方針(以下「具体的方針」という。)を定めるものとする。この場合において、事件処理の適正を期するため必要と認めるときは、事件処理会議(以下「会議」という。)を設けるものとする。

- 2 会議は、総務部長の主宰のもとに総務課長、区政情報課長、訟務担当係長、事件の発生した部及び課の長並びに関係職員をもって構成し、必要があるときは、その他の者を出席させることができる。

一部改正〔昭和63年訓令甲6号・平成元年5号・11年15号・18年12号・令和2年45号〕

(会議の所掌事項等)

第7条 会議は、次に掲げる事項について検討し、処理するものとする。

- (1) 事件の原因及び被害の状況
 - (2) 具体的方針の案
 - (3) 事件処理に必要な資料の収集
 - (4) 事件の原因を生じさせた職員に対する求償権の行使
 - (5) 将来の事件の発生防止策
- 2 会議の結果は、直ちに区長に報告し、その承認を受けなければならない。
 - 3 会議の実施に伴う庶務は、総務部区政情報課において行うものとする。

一部改正〔平成元年訓令甲5号・18年12号・令和2年45号〕

(法的措置の依頼)

第8条 区長は、具体的方針に基づき、出訴、応訴等の法的措置を必要とする旨を決定したときは、速やかに特別区人事・厚生事務組合法務部(以下「法務部」という。)等に法的措置の依頼をするとともに、代理人の選定をするものとする。この場合において、法的措置の依頼及び代理人の選定の手続は、総務部区政情報課において行うものとする。

全部改正〔令和2年訓令甲45号〕

(自主解決)

第9条 会議を設ける必要がないと区長が認めた場合は、具体的方針に基づき、事件の発生した部において解決するものとし、総務部長は、区政情報課長その他の職員を指揮して、事件の適正かつ円滑な処理に必要な助言又は協力を行うものとする。

一部改正〔平成元年訓令甲5号・18年12号・令和2年45号〕

(法律的意见の照会)

第10条 各部において、事件に関し法務部等に法律的意见を求める場合には、事前に総務部長に連絡し、その指示を受けたうえで行うものとする。

(処理報告)

第11条 事件処理にあつた部の長は、事件が解決したときは、事件処理報告書(第4号様式)を総務部長を経て区長に提出しなければならない。

一部改正〔令和2年訓令甲45号〕

(事件の再発防止の措置)

第12条 区長は、事件の発生した部の長に対して、必要に応じて事件の再発防止の対策を講じさせることができる。

付 則 (平成2年3月31日訓令甲第8号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令甲第9号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令甲第14号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令甲第15号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令甲第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令甲第8号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令甲第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令甲第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

事故発生報告書

世田谷区長 あて

課（事業所）長名

下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1 事故の内容

- (1) 日時
- (2) 場所（現場案内図を添付すること。）
- (3) 相手方の住所、氏名、年齢、電話番号及び職業
- (4) 損傷の程度
- (5) 相手方車両の車名、車種及び加入保険の内容
- (6) 区側車両の車名、車種及び加入保険の内容

2 事故のてんまつ（必要に応じて現場状況説明図を添付すること。）

3 応急措置及び現在までの経過

4 事故解決に必要な資料

5 部の意見（事故に対する見解及び処理方針）

6 その他

※備考 上記項目は必要に応じて変更することができる。

第2号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

争訟発生報告書

世田谷区長 あて

部長名

下記のとおり争訟が発生したので、報告します。

記

- 1 争訟の内容
- 2 関係人の住所、氏名、年齢、電話番号及び職業
- 3 争訟のてんまつ及び現在までの経過
- 4 争訟解決に必要な資料
- 5 部の意見（争訟に対する見解及び処理方針）
- 6 事務担当者の所属課係、職務名及び氏名
- 7 その他

全部改正〔平成30年訓令甲 9 号〕

第 3 号様式（第 4 条関係）

事件処理簿

年度第	号	事故・争訟
事 件 名		
事 件 発 生 部 課		
事 件 発 生 年 月 日		
相手方の住所・氏名		
事 件 の 概 要		
事 件 の 経 過		
終 了 年 月 日		
終 了 の 内 容		

第 4 号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

事件処理報告書

世田谷区長 あて

部長名

下記のとおり事件を処理したので、報告します。

記

- 1 事件名
- 2 事件発生年月日
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 完了年月日
- 5 処理内容（事件の処理経過、専決処分日、示談日、議会報告年月日等）
- 6 添付書類（判決書、決定・裁決書、示談書等）
- 7 今後の予防対策